

富田林市新庁舎建設工事監理業務に関する  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

富田林市

## 1. 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、新庁舎建設工事に伴う、新庁舎建設工事監理業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、高度な監理能力や豊富な経験を有する監理者を広く募集し、最も適切な者を当該業務の受注候補者として選定することを目的とする。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 富田林市新庁舎建設工事監理業務
- (2) 業務場所 大阪府富田林市常盤町1番1号 地内
- (3) 業務内容 別紙「富田林市新庁舎建設工事監理業務委託特記仕様書」による
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和11年3月31日まで
- (5) 委託金額 業務に係る費用の上限は168,630,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

## 3. 参加資格及び実績要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

### (1) 参加資格要件

- ア 公告日の属する年度の富田林市入札参加資格者名簿において、測量・建設コンサルタント等業務の部門に登録されており、本市から入札参加停止を受けていないこと。
- イ 建築一般の建築士事務所登録証明書の写しを提出できること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、市の参加停止措置を受けていない者であること。
- オ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から④の要件に該当する者でないこと。
  - ①会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - ②民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - ③破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - ④会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- カ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債務者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。
- キ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- ク 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱(平成23年富田林市要綱第85号)第3条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。
- ケ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税を滞納していない者であること。

### (2) 配置技術者要件

本業務の履行にあたり、自らの組織の中から3ヵ月以上の直接的な雇用関係がある者を管理技術者として配置できること。

(3) 同種業務実績要件（受注者に限る。）

建設工事において工事監理業務を行うものとして、次に示す同種業務を行った実績があること。国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条第1項に規定する法人が発注する工事で、延べ面積5,000㎡以上の建築物（事務所機能が含まれるものに限る。）の新築、増築、改築に伴って行われた同種業務のうち、平成26年度以降に履行を完了している業務の実績を対象とする。

#### 4. 選定について

(1) 選定方法と流れ

参加者から提出された実績等の提案内容と、見積価格に対して、予め定められた評価基準に基づき事務局で採点を行い、富田林市新庁舎建設工事監理業務受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において採点結果を確認ののち、受注候補者、次点候補者を特定する。

(2) スケジュール

項目	日程
公告日	令和6年6月10日（月）
質疑書の受付期間	令和6年6月10日（月）から 令和6年6月14日（金）午前11時00分まで
質疑書の回答	令和6年6月17日（月）
参加表明書及び審査書類の受付期間	令和6年6月17日（月）から 令和6年6月21日（金）午後5時30分まで
審査結果の通知・公表	令和6年6月28日（金）
契約予定時期	令和6年7月上旬予定

(3) 資料の配布

ア 配布資料

- ①公告文
- ②実施要領
- ③仕様書
- ④富田林市新庁舎建設工事監理業務委託契約約款（案）
- ⑤新庁舎建設工事スケジュール（参考）
- ⑥様式1～11
- ⑦設計図書一式（DVD-Rでの貸与）

イ 配布方法

- ①～⑥の資料については、市ウェブサイト（本プロポーザルのページ）に掲載するので、必要に応じてダウンロードを行うこと。URLは下記を参照。

市ウェブサイトURL：<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/112/109479.html>

⑦の資料については、DVD-Rでの貸与を行うので、令和6年6月20日（木）までに電話にて貸与を希望する旨を連絡した後、事務局にて貸与します。DVD-R受領の際は、守秘義務等誓約書【様式1】を提出してください。

※配布資料は本プロポーザルのみを使用することとし、目的外の使用は行わないでください。

貸与されたDVD-Rは、情報漏洩の無いように注意し、令和6年6月27日（木）までに返却してください。

## 5. 質問の受付及び回答

### (1) 提出方法等

質問は、質疑書【様式2】により電子メールにて事務局に送付とします。

電子メールにおける表題は、「プロポーザル質疑書の送付」とし、質疑書を原本ファイル形式のまま添付の上、本要領12.事務局に記載のメールアドレスに送信してください。電子メール送信後は、必ず事務局に電話連絡し、受信確認を行うこと。

なお、公正を期するため電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質問は受け付けません。

### (2) 受付期間

令和6年6月10日（月）から令和6年6月14日（金）午前11時00分まで

### (3) 回答方法

回答はとりまとめの上、市ウェブサイトへ掲載します。

### (4) 回答日

令和6年6月17日（月）

### (5) その他

質疑回答書は、本実施要領の追加変更又は修正として実施要領と同等、もしくは置き換えるものとする。

## 6. 参加表明書及び審査書類の提出

### (1) 提出方法

事務局まで持参又は郵送とします。

持参の場合は、平日（土日、祝日を除く）の午前9時から午後5時30分までの時間帯で提出すること。

郵送の場合は、配達証明付簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

### (2) 受付期間

令和6年6月17日（月）から令和6年6月21日（金）午後5時30分まで

### (3) 提出書類（各1部）

ア 守秘義務等誓約書【様式1】 ※DVD-R貸与の際に提出している場合は再度提出不要

イ 参加表明書【様式3】

ウ 参加資格確認書【様式4】

エ 企業の実績審査に係る提案書【様式5】

- オ 管理技術者の実績審査に係る提案書【様式6】
- カ 建築（総合）主任担当技術者の実績審査に係る提案書【様式7】
- キ 電気設備主任担当技術者の実績審査に係る提案書【様式8】
- ク 機械設備主任担当技術者の実績審査に係る提案書【様式9】
- ケ 提案事項【様式10】
- コ 各書類の実績・資格等を確認できる資料の写し
- サ 見積価格書【様式11】
- シ ア～サまでの電子データ（PDF形式）

（4）提出書類の記入上の留意事項

ア 守秘義務等誓約書【様式1】

- ①代表者印を押印の上、提出すること。

イ 参加表明書【様式3】

- ①代表者印を押印の上、提出すること。

ウ 参加資格確認書【様式4】

- ①本要領3.（3）の要件を満たす実績を記入すること。
- ②□は、該当する項目に☑を記入すること。
- ③別途、建築一般の建築士事務所登録証明書の写しを提出すること。
- ④別途、管理技術者の雇用関係が確認できる資料（保険証の写し等）を提出すること。
- ⑤別途、実績を確認できる資料の写しを提出すること。

エ 各実績審査に係る提案書【様式5～9】

- ①□は、該当する項目に☑を記入すること。
- ②別途、実績及び各技術者の資格を確認できる資料の写しを提出すること。

オ 提案事項【様式10】

- ①文字以外にも図面や写真等を用いた提案も可能とする。
- ②1枚にまとまらない場合、最大2枚まで提出可能とする。

キ 見積価格書【様式11】

- ①代表者印を押印の上、提出すること。
- ②本業務に係る見積金額は税込（税率10%）で記入すること。
- ③各年度の内訳の金額は本要綱10.（3）委託料の支払いに記載の限度額の比率を参考し、限度額以下で収まるように記載すること。

ク ア～シまでの電子データ（PDF形式）

- ①CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出すること。電子データはPDF形式とし、ウィルスチェックを行った上で提出すること。

ケ その他

- ①用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに織り込むこと。
- ②契約内容が確認できる資料として、「契約書の写し」、実績を確認できる資料として「テクリス」や「仕様書」、「計画書」、「体制表」、「業務完了を示す資料」等。ただし、1つの資料で要件が全て確認できる場合、上記に記載している資料全てを提出する必要はありません。

## 7. 審査について

### (1) 審査における評価項目

評価項目は、下表による

評価項目	審査基準	配点	書類
1. 企業実績等	業務実績の件数（最大3件）、施設用途、延べ面積、第三者監理の有無、耐震区分、工事区分、工事期間中の既存施設利用の有無	42	様式5
2. 管理技術者の実績	業務実績の件数（最大2件）、施設用途、延べ面積、耐震区分、工事区分、工事期間中の既存施設の有無	8	様式6
3. 各主任担当技術者の実績	施設用途、延べ面積、耐震区分、工事区分、工事期間中の既存施設の有無、	12	様式7～9
4. 提案事項	第三者監理方式への取り組み方針、組織的なバックアップ体制の方針、市（CM含む）や施工者との連携方針、独自の取り組み方針	8	様式10
5. 見積価格書	以下の計算式により算出する。 $30 \times (\text{最低見積価格} / \text{見積価格}) = \text{評価点}$ ただし、最低見積価格の下限は調査基準価格（委託金額の6割 = 101,178,000円）とし、見積価格が調査基準価格以下の場合は、30点とする。	30	様式11
計（小数点以下は切り捨て）		100	

### (2) ヒアリング

提出書類の内容について、確認事項がある場合、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。  
ヒアリングを行う場合は、市より個別に連絡を行うこととする。

### (3) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者の場合についても、採点を行い、評価点が本市の定める基準点を上回った場合は、受注候補者として特定する。

### (4) 同点の場合の取扱い

評価点の合計が同じ参加者が2者以上の場合は見積価格書の評価点が高い者を上位とする。

## 8. 審査結果の通知及び公表

### (1) 審査結果の通知方法

参加者全員に文書で通知する。

### (2) 審査結果の通知日

令和6年6月28日（金）

### (3) 審査結果の公表

受注候補者名及び提案金額と評価点を市ウェブサイトで公表する予定とする。

## 9. 失格

### (1) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- イ 提出書類が本要領に示された条件に適合しない場合
- ウ 虚偽の内容が記入されている場合
- エ その他、本要領に違反すると認められた場合
- オ 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- カ 選定委員に不当な働きかけをした場合
- キ 審査における評価点が、本市が定める基準点を下回った場合
- ク 見積価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）が本要領 2.（4）の委託金額を超えた場合
- ケ 参加資格を満たさなくなった場合

## 10. 業務契約

### (1) 契約手続

事務局は、本プロポーザルにおいて最も優れた参加者と認められた受注候補者と契約交渉を行う。なお、受注候補者に事故等があり、契約交渉が不可能となった場合は、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

### (2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務の詳細については、本要領 4.（4）ア①富田林市新庁舎建設工事監理業務委託契約約款（案）、②富田林市新庁舎建設工事監理業務委託特記仕様書によるものとする。

参加者は事前に契約に係る内容を確認し、受注候補者と決定した場合は速やかに契約が締結できるようにすること。また、再度見積書の提出を求めるので、依頼があれば速やかに見積書（契約検査課指定用紙）を提出すること。

### (3) 委託料の支払い

ア 各会計年度における業務委託料の支払いの限度額については、契約締結時に作成する富田林市業務委託契約に伴う契約の特則によるものとし、各会計年度における支払いの限度額の比率は下記を参照する。

令和6年度	13.5%
令和7年度	32.8%
令和8年度	32.8%
令和9年度	9.5%
令和10年度	11.4%

イ 支払条件については、富田林市建設工事等の前払金、中間払金及び部分払金取扱要綱による。

### (4) 契約書の作成

契約書は、富田林市新庁舎建設工事監理業務委託契約約款（案）に基づき協議の上、速やかに作成するものとする。

## 1 1. その他

### (1) 参加に係る費用

本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

### (2) 提出書類の追加等

受付期間以降における提出書類の追加、差替え及び再提出は原則として認めません。ただし、本市が提出書類等の確認のため、追加の書類提出を求めた場合はこの限りではない。

### (3) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類等は返却しない。

イ 提出書類は審査及び関係者への説明のため、複製し、使用することができるものとする。

ウ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、富田林市情報公開条例に基づき対応する。

エ 本業務の実施にあたっては、提出書類に記入した管理技術者及び各主任担当技術者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術を有する者であることの承認を発注者から得るものとする。

### (4) プロポーザルの中止

参加表明書及び審査書類の受付期間を終えた段階で参加者が1者もない場合は、本プロポーザルを中止とする。

### (5) 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

## 1 2. 事務局

所在地 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

担当 富田林市役所3階 総務部 新庁舎整備推進室

TEL 0721-25-1000 (代表) 内線341

FAX 0721-25-9037

E-mail new-office@city.tondabayashi.lg.jp